

平川市求人情報発信支援事業補助金 Q&A

～ 目次 ～

No	内容	ページ
Q 1	募集対象とする従業員について、制限はありますか。(要綱第 3)	1
Q 2	複数年度にかけて就職情報サイト等を利用する場合、複数年分の補助金をもらうことはできますか。(要綱第 4)	1
Q 3	定款や規約を制定していない個人事業者が申請する場合、定款や規約の代わりにどのような書類を添付するとよいですか。(要綱第 6)	1
Q 4	実績報告をするとき、補助事業の実施状況を示す写真等として、どのような書類を添付するとよいですか。(要綱第 9)	1
Q 5	ネットバンキングで支払いをしたため領収書がない場合、どのような書類を添付するとよいですか。(要綱第 9)	2

Q1 募集対象とする従業員について、制限はありますか。(要綱第3)

市内の事業所において雇用する従業員が対象となります。

交付申請される際は、事業の内容を問わず、事業計画書の計画の内容欄に、どこの事業所に係る求人情報を発信するかを記載してください。

なお、求人広告掲載事業については、無期雇用の従業員を雇用する場合があります。

Q2 複数年度にかけて就職情報サイト等を利用する場合、複数年分の補助金をもらうことはできますか。(要綱第4)

同一の就職情報サイト等を複数年度にかけて利用する場合、利用を開始した最初の年度に係る経費のみ対象となります。

例えば、令和6年6月から令和7年5月までの1年間、同一の就職情報サイト等を利用した場合、令和6年6月から令和7年3月に係る経費が交付対象となります。

なお、見積書等に掲載期間全体の経費は記載されているものの、月ごとの経費が記載されておらず、補助対象期間に係る経費が不明である場合は、全体の経費を対象期間分と対象外の期間分で按分し、積算された金額が交付対象経費となります。

仮に、令和6年6月から令和7年5月までの1年間の掲載費用(税抜)が400,000円である場合、交付対象経費は以下の方法で積算します。

- ① $400,000 \text{円} \div 12 \text{か月 (掲載期間全体)} \times 10 \text{か月 (交付対象期間)}$
 $= 333,333 \text{円}$
- ② $333,333 \text{円} \div 2 = 166,666 \text{円}$
- ③ ②の金額から千円未満を切り捨て、166,000円

Q3 定款や規約を制定していない個人事業者が申請する場合、定款や規約の代わりにどのような書類を添付するとよいですか。(要綱第6)

事業の実施、継続にあたり、内規等を定めている場合は、内規等を提出してください。なお、様式は任意です。

Q4 実績報告をするとき、補助事業の実施状況を示す写真等として、どのような書類を添付するとよいですか。(要綱第9)

事業内容により、以下のとおりとなります。

① 就職情報サイト等による求人情報発信事業

求人情報が掲載されたサイト等の画像(募集期間等がわかる箇所やページ)を印刷したもの。

② 就職イベント参加事業

就職イベントや合同説明会に参加したことがわかる写真等。

③企業紹介パンフレット等作成事業

作成したパンフレット等。写しを添付される場合は原本も添付していただき、確認のうえ、原本をお返しします。

④求人広告掲載事業

掲載された新聞等の写し。複数回掲載する場合は、全回数分の写しが必要です。

⑤企業ホームページ整備事業

求人情報に係るページを追加又は改修する前後の画像等。

Q5 ネットバンキングで支払をしたため領収書がない場合、どのような書類を添付するとよいですか。(要綱第9)

領収書の発行が可能か確認していただき、可能な場合は領収書を添付してください。領収書は支払元、支払先、支払金額、支払日、支払内容が記載されたものがが必要です。

できない場合は、支払元、支払先、支払金額、支払日、支払内容がわかるネットバンキングのページを印刷したものを添付してください。